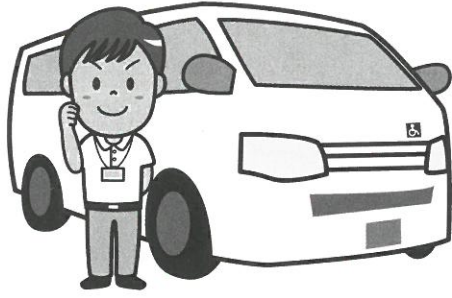


みんなで支えよう ～介護保険～



第6回 通院等乗降介助（介護タクシー）

10月号から介護保険制度について6回にわたり掲載してきましたが、「最終回」は介護タクシーの利用についてです。

介護タクシーとは

訪問介護サービスのうち、指定事業者のホームヘルパーなどの資格を持った運転手が、通院などの際からタクシー乗車まで、また、タクシーを降車してから病院の受付までの移動や乗降の介助などをするサービスです。

介護保険サービスの対象になるのは、車の乗り降りなどに対してです。移送にかかるタクシー運賃は、全額自己負担となります。利用の際は、介護サービスの一部自己負担金（片道100円）とタクシー運賃の全額が必要となります。

利用対象者

次の要件をすべて満たす場合に利用することができます。

①要介護1～5であること（要支援の方は利用できません）

②乗降に際し、介助を必要とすること

③家族、友人、知人などによる対応ができないこと

したがって、要介護1であっても、自分で車に乗り降りすることができ、介助なしで歩くことができる人は利用することができません。

利用目的・範囲

通院や公的機関への手続き・申請（代理人が認められないようなもの）など、日常生活に必要で、本人自身が直接行かなくてはならない用事がある場合に利用できます。

墓参りや旅行などは、日常生活に必要であるとは考えられないため、介護保険の対象とはなりません。

このように、介護タクシーはいつでも誰でも介護保険の適用になるわけではありません。

介護タクシーの利用を必要とする方は、まずは、担当のケアマネジャーに相談してください。

介護保険事業は、介護保険法の規定に基づき、3年ごとに計画内容の見直しを行っています。平成30年度は保険料の改定の年です。

さまざまな状況を踏まえ、新たな介護保険料を算出します。

介護サービスは、皆さんの介護保険料と税金で支えられています。ご理解をよろしく願います。

介護保険サービス給付費は『増加中』です！

介護サービス費用のうち、1割または2割は利用者の負担で、9割または8割は65歳以上の1号被保険者と40歳から64歳までの2号被保険者が納めた保険料と税金で賄われています。本市の介護サービス費用に対する保険からの支払い（9割または8割分）は、増加傾向にあります。

「してほしいこと」だけにとらわれず、その時々の方の状態に見合った適切なサービスを利用するようにしましょう。

平成29年10月は、サービス利用者2,717人で、介護保険からは4億1,187万8,715円を支出しました。